

## <労働災害は前年同期より減少>

### 1 労働災害発生状況

令和5年10月に確認された休業4日以上労働災害件数は11件でした。令和5年の労働災害件数は、合計で102件となり、前年同期の125件と比べて23件減少(-18.4%)となりました。全体の労働災害のうち、新型コロナウイルスによる労働災害発生件数は15件です。

年齢が60歳以上の高齢労働者の労働災害件数は、102件中27件(26.4%)となっています。50歳以上の年齢に拡大すると、50件と約半数を占めています。

### 2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※新型コロナウイルス感染症事例は除く

#### 【建設業】

・社用車(トラック)で工事現場へ向かっている途中、右折したところ、対向車線を直進してきた車と衝突し、骨盤等を骨折したものの。(20代女性、1か月)※同乗の他1名も受傷。

#### 【製造業】

・木材加工場において、作業台の上を跨いで移動しようとしたところ、バランスを崩し、機械の台座に左足をぶつけ、脛を打撲したものの。(50代男性、2週間)

・水産加工場において、加工用機械の清掃中に、機械を停止することなく、異物を取り除こうとしてカッターに手を伸ばし、左手示指を切創したものの。(70代女性、1週間)

#### 【漁業】

・岸壁の上で鮭定置網の網を清掃後、網を移動させようとした際に足と網が絡まって転倒しそうになったため、左手を地面についたところ、手首を骨折したものの。(70代男性、1か月)

・ホタテ漁において、船倉のふたを閉めた際に誤って左手環指を挟め、骨折したものの。(30代男性、3週間)

・ホタテ荷揚げ作業のため、トラックの荷台上上がった際に、荷台上で足を滑らせ転倒し、頭を打ってむち打ちとなったものの。(60代男性、1週間)

・ホタテ漁において、揚貨装置を用いてホタテの荷揚げ作業をしていたところ、揚貨装置のフックにかけていたロープが勢いよく外れて左手示指に当たり、打撲したものの。(20代男性、1週間)

#### 【小売業】

・店内の清掃のため、モップ掛けしていたところ、足を滑らせて転倒し、右膝を捻挫したものの。(40代女性、1か月)

#### 【畜産業】

・牛の搾乳作業中、牛が暴れたことにより、牛と牛の間に頭を挟まれて、頸椎を打撲したものの。(40代女性、1か月)

### 3 稚内署からのお知らせ

#### ○冬季労働災害の防止

路面の凍結や積雪等により冬型の労働災害の発生リスクが高まってきます。駐車場への砂の散布や滑りにくい靴の着用等により転倒災害防止に努めましょう。また、屋内等で暖房器具を利用することによる一酸化炭素中毒にも注意が必要です。自然換気が不十分なところでは暖房器具を使用しないようにしましょう。やむを得ず使用するときは十分な換気を行うとともに、一酸化炭素濃度を継続的に測定し、作業環境を監視しましょう。

#### ○建設工事追い込み期労働災害防止運動(10月1日~12月31日)

建設業の労働災害は、例年、追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、同時期の過去5年間の死者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出している状況にあります。

稚内署管内の建設業の労働災害についても事故の型別で見ると、死亡災害に直結しやすい「墜落・転落」による災害が最も多く、注意が必要です。本運動では、建設業の三大災害である「墜落・転落災害」「重機災害」「崩壊・倒壊災害」だけでなく、路面凍結による「交通事故」、暖房器具の使用による「急性中毒」や「火災」といった冬季ならではの災害防止対策を重点事項として定めています。

本運動の実施要項やリーフレットについては、北海道労働局ホームページからご覧いただけます(下部QRコード)。また、保護帽等に貼付するシール(下部掲載)を稚内労働基準監督署窓口で配布しています。

#### ○過労死等防止啓発月間(11月)

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

### 先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況

製造業	2件
建設業	2件
道路貨物運送業	0件
林業	0件
その他の事業	7件 (漁業5、畜産業1、小売業1)
計	11件



※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

### 「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています！

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)